

# 福岡県公報

平成19年12月12日  
第2762号

## 目次

### 告示(第2328号 - 第2339号)

漁業共済の加入区の設定の一部変更	(水産振興課)	.....	1
漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(水産振興課)	.....	1
土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	.....	2
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	.....	2
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
解除予定保安林の所在場所等	(治山課)	.....	2
土地改良区の成立	(農地計画課)	.....	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	.....	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	.....	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	.....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	.....	4
<b>公 告</b>			
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	4
<b>公安委員会</b>			
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....	7
機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....	9

## 告 示

福岡県告示第2328号

漁業共済の加入区の設定(平成17年6月福岡県告示第1143号)の一部を次のように変

更したので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

表中

脇之浦加入区	脇之浦漁業協同組合の地区	小型一般漁業
馬島加入区	北九州漁業協同組合の地区のうち 旧馬島漁業協同組合の地区	小型一般漁業

を

脇之浦加入区	北九州市漁業協同組合の地区のうち 旧脇之浦漁業協同組合の地区	小型一般漁業
馬島加入区	北九州市漁業協同組合の地区のうち 旧馬島漁業協同組合の地区	小型一般漁業

に、

恒見加入区	恒見漁業協同組合の地区	小型一般漁業
-------	-------------	--------

を

恒見加入区	豊前海北部漁業協同組合の地区のうち 旧恒見漁業協同組合の地区	小型一般漁業
-------	-----------------------------------	--------

に改める。

福岡県告示第2329号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市大島 "	宮 本 一 郎 丸 井 房 芳	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	総トン数 10トン以 上100ト ン未満の 漁船によ り営む漁 業であっ て一般ま き網漁業 以外のも の

福岡県告示第2330号

安武土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
仲 又 一	久留米市安武町武島512番地

福岡県告示第2331号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく瑞梅寺川水系瑞梅寺川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課及び福岡県前原土木事務所において閲覧に供する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第2332号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく雷山川水系雷山川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課及び福岡県前原土木事務所において閲覧に供する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第2333号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市南風台 8 丁目 8 番 3 から 8 番 27 まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅前 3 丁目 2 番 1 号  
ミサワホーム九州株式会社 代表取締役 佐藤 昭二

福岡県告示第2334号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上高屋字口ノ岩14の2、14の3、15の2（次の図に示す部分に

限る。) 、15の4から15の6まで、字ナノミ35の2、37の3、字草扱場38の3、犀川下伊良原字向山1304の5・字高岳1525の7・犀川横瀬字ヘリ山926(以上3筆について次の図に示す部分に限る。) 、928の2、929・930(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 、934、936・937・938の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。) 、938の6

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2335号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第3項の規定により公告する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
上秋月土地改良区	平成19年11月30日

福岡県告示第2336号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

久留米市高良内町字蛭谷1779の7、1790の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

廃棄物処理施設用地とするため

福岡県告示第2337号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年11月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人艶輝アシスト

(2) 代表者の氏名

村井 義之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡志免町南里6丁目3番17-301号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、生活習慣病の予防・食の安全啓発セミナー及び地球温暖化対策として植樹・休耕農地活用など環境エコ啓発の事業を行う。また、地域のコミュニティーの再興の為に地域災害予防・地域興し事業など地域一帯で取り組む事業を行う。同時に地域活性化の一翼を担う為に様々な職業能力セミナーを開催する。さらに留学生に日本の文化・芸術及び日本人と接する機会を創出するイベント等を行う。これらの事を目的を同じくするNPO及び行政と交流し協働して行い、地域の明るい未来を築き、地域住民の安心で安全な住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第2338号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年11月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 unity

(2) 代表者の氏名

荒巻 直子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市上大利4丁目3番13-202号 伊藤第2ビル

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した日常生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2339号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年11月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アジアン・エイジング・ビジネスセンター

(2) 代表者の氏名

喜多 悦子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区香椎照葉3丁目2番1号 シーマークビル207号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、産学公が連携して、アジアの玄関口である福岡市を中心にアジア型エイジング社会モデルの具体的形成をめざすとともに、アジア地域のエイジング活動との連携や協力支援をすすめ、あわせて新たなエイジングビジネスの開発を行うことにより、この地域の人口高齢化によって生じるさまざまな課題の解決に寄与することを目的とする。

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

災害用夏作業服 310着

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月31日（月）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年12月25日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(9) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所  
4の部局とする。

(3) 提出期間  
平成19年12月12日（水）から平成19年12月25日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法  
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等  
平成19年12月12日（水）から平成19年12月25日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所  
4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所  
4の部局とする。

## (2) 受領期限

平成20年1月7日(月)午後6時00分

## (3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

## 11 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

## (2) 日時

平成20年1月8日(火)午前10時00分

## 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第445号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成19年12月12日

福岡県公安委員会

### 1 講習の区分、期日、時間及び場所

(1) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年1月15日（火）から同年1月22日（火）までの間 （ただし、土、日曜日については休講とする。）	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年1月23日（水）から同年1月30日（水）までの間 （ただし、土、日曜日については休講とする。）	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 法第2条第1項第4号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所

平成20年2月12日（火）から同年2月19日（火）までの間  
（ただし、土、日曜日については休講とする。）

午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

### 2 受講定員

各講習30名

### 3 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。）（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。）（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### 4 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

申込前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 前記3に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

ア 3(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 3(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

ウ 3(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

エ 3(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る合格証明書の写し

オ 3(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る合格証明書の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

5 受講申込手続等

(1) 申込期間

平成20年1月7日（月）から平成20年1月9日（水）までの午前9時から午後6時までの間

(2) 申込場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(3) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず上記申込期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、事前に申込みを行い、受付番号を取得すること。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、申込場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した者で、事前申込みを行った当日に、受講申込手続きを行わなかった者の受付番号は無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

オ 申込期間は、前記(1)のとおりであるが、申込期間中であっても定員に達したときは受付を締め切ることとする。

6 講習受講手数料

(1) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

38,000円

(2) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

38,000円

(3) 法第2条第1項第4号に係る警備業務

34,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、受講者は各講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練



実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカーあり）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後6時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおける売りさばきは行っていないので、受講申請に際しては、必ず事前に福岡県領収証紙を準備しておくこと。

福岡県公安委員会告示第446号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「管理者講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成19年12月12日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分、期日、時間及び場所

### (1) 機械警備業務管理者講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年2月25日（月）から同年2月27日（水）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## 2 受講定員

30名

## 3 受講対象者

受講要件の規定なし

## 4 受講申込みに必要な書類

- (1) 機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通  
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

## 5 受講申込手続等

- (1) 申込期間  
平成20年2月12日（火）から平成20年2月15日（金）までの午前9時から午後6時までの間

### (2) 申込場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

### (3) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず上記申込期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、事前に申込みを行い、受付番号を取得すること。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、申込場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した者で、事前に申込みを行った当日に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号は無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

オ 申込期間は、前記(1)のとおりであるが、申込期間中であっても定員に達したときは受付を締め切ることとする。

## 6 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

#### 7 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

#### 8 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後6時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおける売りさばきは行っていないので、受講申請に際しては、必ず事前に福岡県領収証紙を準備しておくこと。